

第百十二回
参議院通信委員会會議録第十号

昭和六十二年四月二十八日(木曜日)
午後三時開会

委員の異動

四月二十六日

辞任

永田 良雄君

補欠選任
鳩山威一郎君

四月二十七日

辞任

陣内 孝雄君

補欠選任
吉村 真事君

鳩山威一郎君

橋本孝一郎君

四月二十八日

辞任

吉村 真事君

補欠選任
陣内 孝雄君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

上野 雄文君

添田増太郎君

宮田 輝君

守住 有信君

大森 昭君

委員

岡野 裕君

長田 裕二君

志村 愛子君

陣内 孝雄君

山内 一郎君

及川 一夫君

大木 正吾君

鶴岡 洋君

山中 郁子君

國務大臣

郵政 大臣

青島 幸男君
平野 清君

政府委員

郵政大臣官房長

森本 哲夫君

郵政省郵務局長

田代 功君

事務局側

常任委員会専門員

大野 敏行君

本日の會議に付した案件

○郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(上野雄文君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十七日、橋本孝一郎君が委員を辞任され、その補欠として山田勇君が選任されました。

○委員長(上野雄文君) 郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、中山郵政大臣から趣旨説明を聴取いたします。中山郵政大臣。

○國務大臣(中山正暉君) 郵便法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度を整備するとともに、利用者に対するサービスの向上を図るため、切手類等の給付を受けることができるカードを販売できるとする等の

措置を講じようとするものであります。

まず、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度の整備についてであります。

近年、郵便事業を取り巻く環境には非常に厳しいものがあることから、今後とも郵便事業が健全な経営を維持していくためには、効率化の推進及び利用者のニーズに即応した各種サービスの改善に努めていくとともに、機動的な料金政策が必要であります。このようなことから、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金について、一定の条件のもとで、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で定めることができることとしたこととするものであります。

第二は、切手類等の給付を受けることができるカードの販売についてであります。

これは、カード社会の到来に対応するため、一定の金額が電磁的方式によって記録されるカードで、切手類等の給付を受けることができるものを発行し、販売することができることとするものであります。

このほか、非常災害時における郵便料金の免除の制度を改善すること、郵便切手帳等を販売できること、料金未納または料金不足の郵便物に係る手数料を廃止すること、その他等を内容としたしております。

なお、この法律の施行期日は昭和六十二年七月一日としておりますが、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度の整備については、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主な内容であります。

今後とも郵便事業の使命を果たすため、安定した郵便の送達を確保するとともに、利用者のニーズに即応したサービスの改善を図り、国民各位の

期待にこたえるよう努力していく所存でございます。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(上野雄文君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、郵便法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十二日)

一、郵便年金法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

昭和六十三年五月十七日印刷

昭和六十三年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局